

令和4年10月17日

厚生保健委員会

健康福祉部健康増進課

新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る予算流用について

1 概要

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、オミクロン株対応ワクチンの導入により実施期間が6カ月延長され令和5年3月31日までとなったことに伴い、集団接種及びコールセンターの運営等を行うための委託料を予算流用により対応するもの。

2 背景

- 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正（令和4年9月16日付け厚生労働大臣通知）等により、実施期間が令和5年3月31日まで延長されるとともに、オミクロン株対応ワクチンの接種が令和4年9月20日から開始された。
- 実施期間が6カ月延長されたことにより、令和4年10月1日以降の接種体制確保に係る予算が不足する状況となっているため、11月補正予算において計上している。
- 集団接種及びコールセンター運営等業務を令和4年10月1日以降も継続して委託することに伴い、委託料の予算が不足することから、11月議会での戻しを前提とした予算流用により対応するもの。

3 事業内容

集団接種運営業務：308,969千円、コールセンター運営等業務：257,910千円、
ワクチン管理・配送業務：140,425千円

4 流用額 707,304千円

【予算流用元】 款16衛生費 項01保健衛生費 (単位：千円)

目	事業	内容	金額
母子保健費	母子予防接種事業	節：委託料 細節：診療検査検診	△500,000
成人保健費	がん検診等事業	節：委託料 細節：診療検査検診	△207,304

【予算流用先】 款16衛生費 項01保健衛生費 (単位：千円)

目	事業	内容	金額
成人保健費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	節：委託料 細節：その他事業	707,304

5 流用について

11月補正予算議決後、同額を流用戻しする予定。